（法第六十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める者）

第三十二条　法第六十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める者は、難破物除去条約第一条第九項に規定する運航者とする。

第二十一条第一項中「第四十一条の二第三項」を「第五十八条第三項」に改め、同条第二項中「第四十一条の二第三項」を「第五十八条第三項」に、「あつては、第十九条第三項各号」を「あつては、第二十六条第三項各号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条中「第四十一条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条ただし書を削り、同条第七号中「所有者等」を「船舶所有者（総トン数が千トン以下の一般船舶にあつては、船舶所有者等。次号において同じ。）」に改め、同条第八号中「所有者等」を「船舶所有者」に改め、同条第十二号中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「又は一般船舶保障契約証明書」を「、一般船舶等保障契約証明書、燃料油条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面、外国が交付した燃料油条約第七条第十四項に規定する証明書、難破物保障契約証明書、難破物除去条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二条第十四項に規定する証明書」に、「保障契約証明書等」を「タンカー保障契約証明書等」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第十三号中「保障契約証明書等」を「タンカー保障契約証明書等」に、「あつては」を「あつては」に改め、同号ニ中「法第三十九条の五第一項第一号及び第二号に掲げる損害のいずれをもてん補する」を「一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害を塡補する」に改め、「及び費用の支払」を削り、同号ホ中「法第三十九条の五第一項第一号に掲げる損害をてん補する」を「一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害を塡補する」に改め、「及び同項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該契約に係る一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額」を削り、同条を第二十七条とする。

第十九条第一項中「第四十一条の二第一項前段」を「第五十八条第一項前段」に改め、「一般船舶にあつては、」を削り、「一般船舶を除く」を「タンカー及び一般船舶を除く」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十一条の二第一項前段」を「第五十八条第一項前段」に、「一般船舶であつて」を「特定船舶であつて」に改め、同条第四項中「第四十一条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「行つた」を「行った」に改め、同条第五項中「第四十一条の二第一項後段」を「第五十八条第一項後段」に、「あつた」を「あった」に、「行つた」を「行った」に改め、同条を第二十六条とし、第十八条の次に次の七条を加える。

（難破物保障契約証明書の交付の申請）

第十九条　法第五十二条において準用する法第十七条第一項の書面（以下「難破物保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　難破物保障契約証明書の交付の申請は、当該難破物保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に難破物保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該難破物保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3　第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（難破物保障契約証明書の再交付の申請）

第二十条　法第五十二条において準用する法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　前項の申請を、難破物保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該難破物保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3　地方運輸局長は、難破物保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した難破物保障契約証明書が無効であることを官報に公示する。

4　第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（手数料）

第二十一条　第十九条第一項の規定による難破物保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による難破物保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

一　交付の申請　難破物保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二　再交付の申請　難破物保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2　前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第十九条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。

（難破物保障契約証明書の様式）

第二十二条　難破物保障契約証明書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。

一　法第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶　第八号様式

二　法第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶　第九号様式

（難破物保障契約証明書の有効期間）

第二十三条　難破物保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に難破物保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた難破物保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている難破物保障契約証明書（以下「旧難破物保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるときにあっては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧難破物保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2　前項の規定にかかわらず、難破物保障契約証明書の有効期間の満了前に当該難破物保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該難破物保障契約証明書もその時において効力を失う。

（難破物保障契約証明書の記載事項の変更の届出）

第二十四条　法第五十二条において準用する法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（保障契約の締結を証する書面）

第二十五条　法第五十三条第三項の保障契約の締結を証する書面は、一般船舶に係る次に掲げる事項（同項に規定する保障契約の契約書の写しに記載されている事項を除く。）を証する書面とする。

一　名称

二　船舶番号又は信号符字

三　国際海事機関船舶識別番号

四　国籍

五　総トン数

六　保障契約の有効期間

七　保障契約が難破物除去損害（我が国の領域内における法第二条第十七号イからハまでに掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害に限る。次号並びに第二十七条第十三号ニ及びホにおいて同じ。）を塡補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であること。

八　保障契約による難破物除去損害を塡補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額